

住宅型有料老人ホームあんずの家

運営規程

医療法人社団桃李会

住宅型有料老人ホームあんずの家 運営規程

（事業の目的）

第1条 この運営規程は、医療法人社団桃李会（以下「事業所」という。）が行う住宅型有料老人ホームあんずの家（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、適切な事業を実施することを目的とする。

（事業の方針）

- 第2条 事業の実施にあたっては、高齢者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、他人とつながりをもつ事による新鮮な喜び、楽しさを発見、おしゃべり等を通して脳の活性化を促し、機能訓練や、レクリエーションを、家に居るのと同じにくつろぎ安らげる場を安価に提供する事を施設の運営の方針とする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを実施する。
 - 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの実施等について、理解しやすいように説明を行う。

（名称及び所在地）

第3条 住宅型有料老人ホームを営む事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名称 住宅型有料老人ホームあんずの家
- （2） 所在地 山形市南一番町5-26
医療法人社団桃李会 加賀山医院の2階

（従業者の職種、員数及び、職務内容）

第4条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名
管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 看護職 1名
看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理する。
- （3） 介護職員 2名
看護職と共に、入所された方の生活面を支える。

（営業日）

第5条 年中無休

（利用定員）

第6条 定員は11名とする。

(事業の内容)

第7条 長年の医療機関としての夜間の看護の経験を生かし心身共に弱って来る高齢者に、家庭的な暖かい雰囲気の中で美味しい食事と夜間の安らぎを提供する。

(入居敷金及び利用料)

第8条 当ホームに入所なさるに当り介護度に関係なく契約と同時に申し受ける。

入居敷金は80,000円とし入居敷金のうち20,000円は退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還の事とし、一定期間内に何等かの事情で退去の場合は、月毎の定額料を頂き、入居敷金の60,000円は、事務管理費として、入居月から1ヶ月6,000円を償却し10ヶ月で返還を終了の事とする。この時、原状回復の為の費用が生じた場合には、適切な範囲内で決定する。

利用料（1か月）

日 割 り 計 算 起 日	令和 年 月 日
支 払 い 方 法	月毎決算後、現金で持参か振り込み方式
居宅費（賃貸方式による家賃相当額）	個室 = 42,000円 ~ 45,000円
管理費（介護度により異なる） （月額、税込表示）	要支援1・2 は 33,000円 要介護1・2 は 33,000円 要介護3 は 27,500円 要介護4 は 22,000円 要介護5 は 16,500円
管理・水道光熱・及び使途	事務管理部門・入居者に対する日常生活支援サービス提供の為の人件費。共用施設等の維持管理費。 共用施設内の光熱費。
食費（食事・飲物・果物）	1,810／日 （ 朝食 450円 昼食 650円 おやつ 110円 夕食 600円 ）
冷暖房費	6,750円 / 月

※但し、次のような場合・項目における料金は次の通りとする。

- ① 特別仕様食（きざみ食・やわらか食等）は朝昼夕食合わせて1日毎の別料金とする。
特別仕様食料金は30円／日、トロミ剤は40円／日、パン食は30円／日、追加料金とする。
- ② 紙おむつ等は業者委託となり全額自己負担とする。（ご持参可）
- ③ 同施設内の通所施設活動等に、日中、自由参加（介護保険外）をなさり、活動実費が発生する場合は、その額を請求する。
- ④ お布団の洗濯の必要が生じた場合には、クリーニング店請求代金分負担とする。
又、排泄物の漏れによるシーツ、寝具や衣類等の汚れの洗濯は、3,000円／月で行う事とする。
日単位の場合は165円で行い、月単位か日単位で申し込む事とする。
- ⑤ 電気用品持ち込み及び料金については、1製品330円の電気料金を頂く。又、NHK受信料は各自支払いとし、持ち込むテレビは32インチ以下の物とする。
- ⑥ 通院介助等の送迎は、別料金となる
- ⑦ 入居者が入院となった場合、1ヶ月を目途として、退院の見込みがない場合は、一旦契約を解除し居宅費と管理費は日割り計算とする。

(入所に当たっての留意事項)

第9条 当ホーム入居に当って留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 飲酒、喫煙は禁止とする。
- (2) 火気の取扱い、ペットの持ち込みは禁止とする。
- (3) 入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (4) 他の入居者の迷惑行為は禁止する。
- (5) 所持品の持ち込みは本人の居室内のみとし高額の商品等は持ち込まない事とし、紛失、盗難、破損等起さない様、気をつけ、万が一起きても、責任は負わないものとする。
- (6) 自分の居室外の設備、器具等については本来の用法に反して使用しない事とする。

(苦情・相談)

第10条 事業の実施に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

- 2 事業の実施に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。又は必要な改善を行う。
- 4 苦情・相談の窓口を設置し、必要に応じ利用者家族との運営懇談会を設置するものとする。

受付時間……月曜日から金曜日 午前10時～午後5時

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの実施以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(緊急時における対処方法)

第13条 当ホーム内にて、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じると共に管理者に報告する。

(非常災害対策)

第14条 事業の実施中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第15条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(従業者の服務規程)

第16条 従業者は関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の義務に専念する。服務に当たっては、協力して「あんずの家」の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう、心がける。
- (4) 認知症ケア研修、プライバシー保護研修、感染症及び食中毒発生の予防及び蔓延防止研修
身体拘排除の取り組み研修、非常災害時の対応研修、高齢者虐待防止、関連法も含む研修を行い、介護職としての意識向上を行い、サービスに繋げるよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団桃李会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成22年6月1日から施行する。

改訂 平成25年7月1日から施行する。

改訂 平成26年10月12日から施行する。

改訂 平成27年7月1日から施行する。

改訂 令和1年10月1日から施行する。(食費は11月1日から施行する)

改定 令和7年6月1日から施行する。